

平成23年分 確定申告改正のポイント

今年も確定申告の時期が近づいてきました。
平成23年分の所得税の確定申告では、扶養控除等の改正が行われています。
平成22年、23年の税制改正での内容と、それぞれの適用時期をしっかりと把握し、
誤りのない確定申告をしましょう。

1. 平成22年分の改正で、平成23年分から適用されるもの

- ① 満16歳未満の人に対する扶養控除の廃止
扶養控除として所得控除が受けられるのは、扶養親族のうち年齢16歳以上の人に限られることになりました。したがって、16歳未満の扶養親族については扶養控除の適用は受けられません。
- ② 特定扶養親族の控除額の上乗せ廃止
16歳から18歳までの扶養親族は、特定扶養親族から除外されて扶養控除の上乗せ部分(25万円)がなくなり、扶養控除額は38万円とされました。(平成22年分までは63万円)
- ③ 同居特別障害者に対する控除額の変更
同居特別障害者がいる場合、扶養控除額・配偶者控除額に35万円を加算する措置に代えて同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円(改正前40万円)に引き上げられました。したがって、同居特別障害者についての所得控除額に加算は、障害者控除で適用されることとなります。

扶 養 控 除 額

扶養親族の区分	控 除 額	
満70歳以上	同居老親 等	58万円
	その他	48万円
満23歳以上 満70歳未満		38万円
満19歳以上 満23歳未満		63万円
満16歳以上 満19歳未満		38万円

満16歳未満の扶養控除額はありませぬ



配 偶 者 控 除 額

区 分	控 除 額
配偶者の年齢が満70歳以上	48万円
配偶者の年齢が満70歳未満	38万円

同居特別障害者の加算は障害者控除額の加算に変更



2. 平成23年分の改正で、平成23年分から適用されるもの

- ① 年金所得者の申告不要制度
公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、当該年金以外の他の所得の金額が20万円以下であるときは、確定申告書を提出しなくてもよいことになりました。
なお、所得税の還付を受けるための申告書は提出できます。
また住民税については申告の必要があります。
- ② 認定NPO法人等に寄付をした場合の税額の創設
認定NPO法人等の事業に関連する寄付金が2000円を超える場合超える額の40%を所得税額から控除することができます(所得税額の25%が限度)、又所得控除か税額控除か選択できます。



3. その他の改正

- ① 上場株式等の配当等および譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されました。
- ② これに伴い、年100万円までの少額上場株式投資の配当、譲渡益の非課税も2年延長され、平成26年1月1日からの適用になります。
- ③ 電子証明書等特別控除について、適用期限が2年間延長され平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円税額控除ができます。

確定申告についての詳しい内容は岡会計センターまでお気軽にご相談下さい。
(前田 雅紀)

私のおすすめスポット

和歌浦天満宮

和歌浦天満宮は、和歌山ではご存知の方も多い学問の神様で、受験シーズンともなると合格を祈願する人々にぎわう神社です。

藤原公任卿の詠歌「和歌の浦の天満宮や日の本の三の名だたる一つぞときく」にもあるように、大宰府、北野と並んで、「日本の三菅廟」といわれています。

拝殿へと向かう石段は急で一段一段が高く、それでも登り終えた後、振り返ると和歌浦湾の素晴らしい景色を堪能することができます。拝殿に向かい参拝を終えた後は、おみくじをひき今度は横手のゆるやかな階段をおりて帰路につくのが私の毎年の習慣です。

私自身、何度かご利益をいただきましたので、皆さんも出かけられてはいかがでしょうか。

大原 幸代

